

### ( 3 ) 財団法人 鳥取県文化振興財団給与等状況報告書

#### 1 職員給与費の状況 (平成20年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計
34 人	100,794 千円	24,513 千円	35,534 千円	160,841 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

#### 2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成21年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
238,812 円	304,768 円	39.4 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。  
 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

#### 3 職員の初任給の状況 (平成21年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
独自給料表	大学卒 高校卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、理事長が決定する。

#### 4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成21年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備 考
	大学卒	219,760 円	214,400 円	円	円	
	高校卒	167,500 円	268,000 円	289,775 円	円	

(注) 勤務評定等を反映したものです。

5 職員手当の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	内 容			
賞 与	（支給割合）			
	区 分	給料月額に 乗じる割合（A）	扶養手当に 乗じる割合（B）	
	6月期	1.65 月分	1.07 月分	
	12月期	1.70 月分	1.16 月分	
	計	3.35 月分	2.23 月分	
<p>（注）支給額は（A）+（B） 扶養手当に一定の割合を乗じて得た額を支給</p> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p> <p>（平成20年度実績） 県派遣職員2名分含む（県給与条例適用）</p>				
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額
		35,533,170 円	34 人	1,045,093 円
退職手当  （中小企業退職 金共済制度）	（支給額）			
	勤続20年	4,266,560円		
	勤続25年	5,473,280円		
	勤続35年	8,073,280円		
	勤続40年	9,468,640円		
<p>（その他の加算措置） 無</p> <p>（平成20年度実績）</p>				
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給額
		1,558,400 円	4 人	389,600 円
<p>（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した 一般職員に支給された平均額です。</p>				
時間外勤務 手当 （県の規定に 準ずる）	年 度	支給総額	支給対象 職員数	1人当たり 平均支給年額
	平成20年度	8,952,447 円	22 人	406,929 円

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	常務理事	10,000 円
		事務局長	5,000 円
		館長	55,000 円
		部長、室長	45,000 円
		副室長	35,000 円
		課長	30,000 円
		(平成20年度実績) 県派遣職員2名分含む(県給与条例適用)	
		支給総額	支給職員数
		6,038,700 円	12 人
		1 人当たり 平均支給月額	
		41,935 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人目まで	11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から 22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子	1 人につき 5,000円を加算
		(平成20年度実績)	
		支給総額	支給職員数
3,776,000 円	18 人		
		1 人当たり 平均支給月額	
		17,481 円	
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給
		イ 自宅居住者	2,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間)
		ウ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		(平成20年度実績)	
		支給総額	支給職員数
2,120,000 円	15 人		
		1 人当たり 平均支給月額	
		11,778 円	

区 分	内 容		
	対象職員	支 給	月 額
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の 又は のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 支給単位期間の間通用する定期券の額 通勤21回分の回数券の額 < 最高限度額 55,000円 >
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額2,200円から46,400円の範囲内で支給
		ウ 公署を異にする異動等に伴い特別急行列車等を利用することとなった職員	特別急行料金等の2分の1の額(1月当たり2万円を限度)を加算
		エ 駐車料金を負担している場合	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金を相当する額を支給(1月当たり3,000円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月当たり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
	(平成20年度実績)		
		支給総額	支給職員数
	3,625,580 円	24 人	12,589 円

6 役員の報酬等の状況(平成21年4月1日現在)

区 分	給 料 ・ 報 酬 月 額	期 末 手 当	備 考
理 事 長	100,000 円		
常 務 理 事	県からの派遣職員であり、県の職員の例により給料及び手当を支給		
監 事	監査 1日当たり 30,000円以内 理事会出席 1日当たり 10,200円以内		